

水道メーターの検針は隔月に変わります

検針が「2カ月に1回」に

水道料金は今までどおり「毎月」の支払いです

【問合せ先】 水道局料金係 ☎ 22-5265

水道局は、4月から経営改善の一環として、水道メーターの検針を、これまでの「毎月検針」から2カ月に1回の「隔月検針」に変更します。水道料金の納入は、これまでどおり毎月の支払いになります。

隔月検針とは、市内の給水区域を2地区に分け、A地区（宇和島地区）を奇数月に検針し、B地区（吉田・三間・津島地区）を偶数月に検針する方法です。

水道料金は、計量した使用水量を2等分して、1カ月分の料金を算定します（2等分して生じた端数は検針した月に加算）。

経費節減のため、市民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

※簡易水道の地区は、これまでどおり「毎月検針」です。

検針月

| | | |
|---------------|-----|----------------|
| A地区（宇和島） | ……… | 奇数月 |
| | | 5、7、9、11、1、3月 |
| B地区（吉田・三間・津島） | … | 偶数月 |
| | | 4、6、8、10、12、2月 |

隔月検針導入の移行調整として

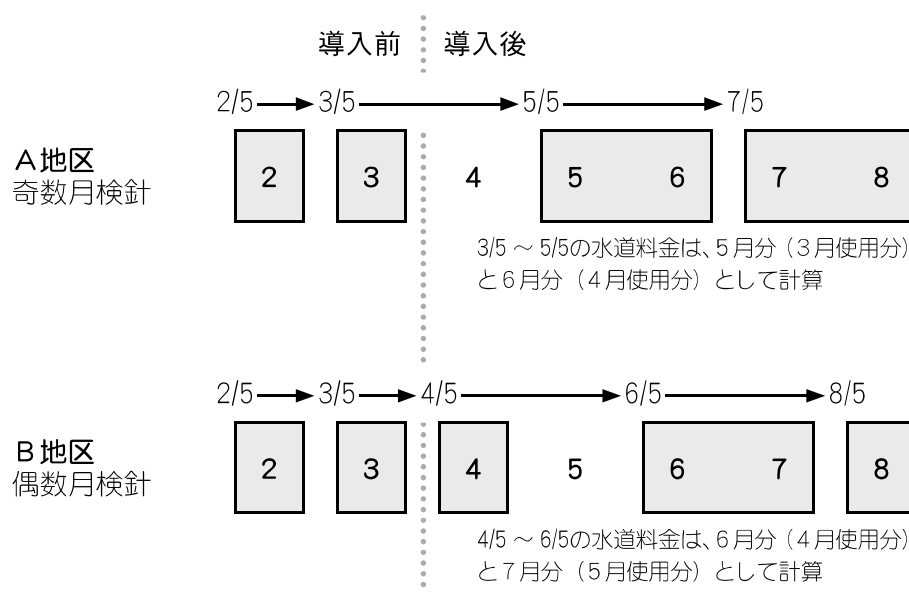
A地区（宇和島）の4月は検針しません。

4月は検針せず、5月の定例日から隔月検針（5・6月分）を開始します。

B地区（吉田・三間・津島）の5月は検針しません。

4月の定例日に検針して5月は検針せず、6月の定例日から隔月検針（6・7月分）を開始します。

※毎月5日に検針する場合



隔月検針での水道料金の計算方法

※水道料金は、今までのとおり毎月の支払いです。
 検針は2カ月ごとですが、水道料金は1カ月ごとに計算します。
 (5円未満は切り捨て、5円以上10円未満は5円で計算)

(計算例)

家庭用13mmのメータ使用
 5月に検針
 使用水量21m³の場合

使用水量を 5月分11m³と 6月分10m³に分けます。

【5月分の水道料金】

$$\left(\begin{array}{l} 1,200円 \\ \text{基本水量 } 8 \text{ m}^3 \end{array} + \begin{array}{l} 3 \text{ m}^3 \times 195円 \\ \text{超過水量分} \end{array} + \begin{array}{l} 90円 \\ \text{メータ使用料} \end{array} \right) \times 1.05 \approx 1,965円$$

【6月分の水道料金】

$$\left(\begin{array}{l} 1,200円 \\ \text{基本水量 } 8 \text{ m}^3 \end{array} + \begin{array}{l} 2 \text{ m}^3 \times 195円 \\ \text{超過水量分} \end{array} + \begin{array}{l} 90円 \\ \text{メータ使用料} \end{array} \right) \times 1.05 \approx 1,760円$$

水道料金の支払いは便利な口座振替で！

仕事などで水道局窓口や金融機関などに行けない人は、大変便利な口座振替をご利用ください。金融機関窓口などで申し込みます。

詳しくは水道局料金係 ☎22-5265 内線4235へお問い合わせください。

隔月検針に伴う 一時使用分の変更点

掃除や建物の取り壊しなどで、一時的に水を使用したときの計算方法が変わります。

水道使用開始日から中止日までの使用期間が1月未満の場合は、1月として算定します。使用期間が1月を超える場合は、2月として算定します。(使用量は1月ごとに算定)

隔月検針に伴う 下水道使用料の変更点

下水道使用料は、排除した汚水の量に応じて算定した額に消費税が加算されます。

水道使用水量を汚水排出量と認定しますので、隔月に検針する水道使用水量を水道料金と同じ方法で分けて、下水道使用料を計算します。

【問合先】下水道課業務係

☎24-11111 内線280

水道メータで 家の水漏れが 確認できます！

水道メータは、水道料金のため
の検針だけでなく、家の水漏れや
毎月の使用水量のチェックにも役
立ちます。

水漏れの見つけ方

パイロット(銀色か赤色の星形
部分)は止まっていますか？

蛇口を全部閉めてもパイロット
が回っている可能性もあります。も
し、水漏れを発見したら宇和島市
管工事協同組合 ☎22-12776か
指定給水装置工事業者に連絡し
て修理を依頼してください。



パイロット